

公益財団法人  
南砺幸世未来基金

# 寄付金控除とは

「納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄付金」を支出した場合には、所得控除を受けることができる。」という制度で、

**公益財団法人 南砺幸せ未来基金** は、その対象となる法人です。

**公益財団法人 南砺幸せ未来基金** は、「応援したい!」「頑張っていて欲しい!」という思いを、みなさまに寄付というかたちで支援をお願いします。

支援していただいた寄付は、基金を通し、南砺のまちづくりを目的とする団体の活動支援や活動を支える基金の運営等のために使用させていただきます。

一方で寄付者のみなさまは、「寄付金控除」というかたちで税の優遇措置を受けることができるようになります。

例えば、**公益財団法人 南砺幸せ未来基金** に対して3万円のご寄付をいただいた場合、確定申告をすることにより、2,800円が、国や地方自治体から寄付者のみなさまに戻ってきます。

つまり、寄付することにより「応援したい!」「頑張っていて欲しい!」という思いを実行できると同時に、税の軽減という特典を受けられるということになります。

そして、支援いただいた寄付が **公益財団法人 南砺幸せ未来基金** を通して、南砺の地を活かして活動する若者や、地域が抱える諸課題を解決する団体等へ助成され、南砺がより元気に、人と人がつながり、支えあう地域の力が育まれます。

これからの日本は、行政だけでなく、いかに市民が自ら能動的に、地域社会や構造的な問題に対峙し、かかわり、それを変えてゆけるかという“市民の時代”です。

未来の南砺につながる確かな一歩が、

この **南砺幸せ未来基金** の向こう側にあります。

寄付文化をもっと広め、ますますこの仕組みが活用されることによってより多くの寄付が、「みんなが望むこと」に使われるようになってほしいと願っております。

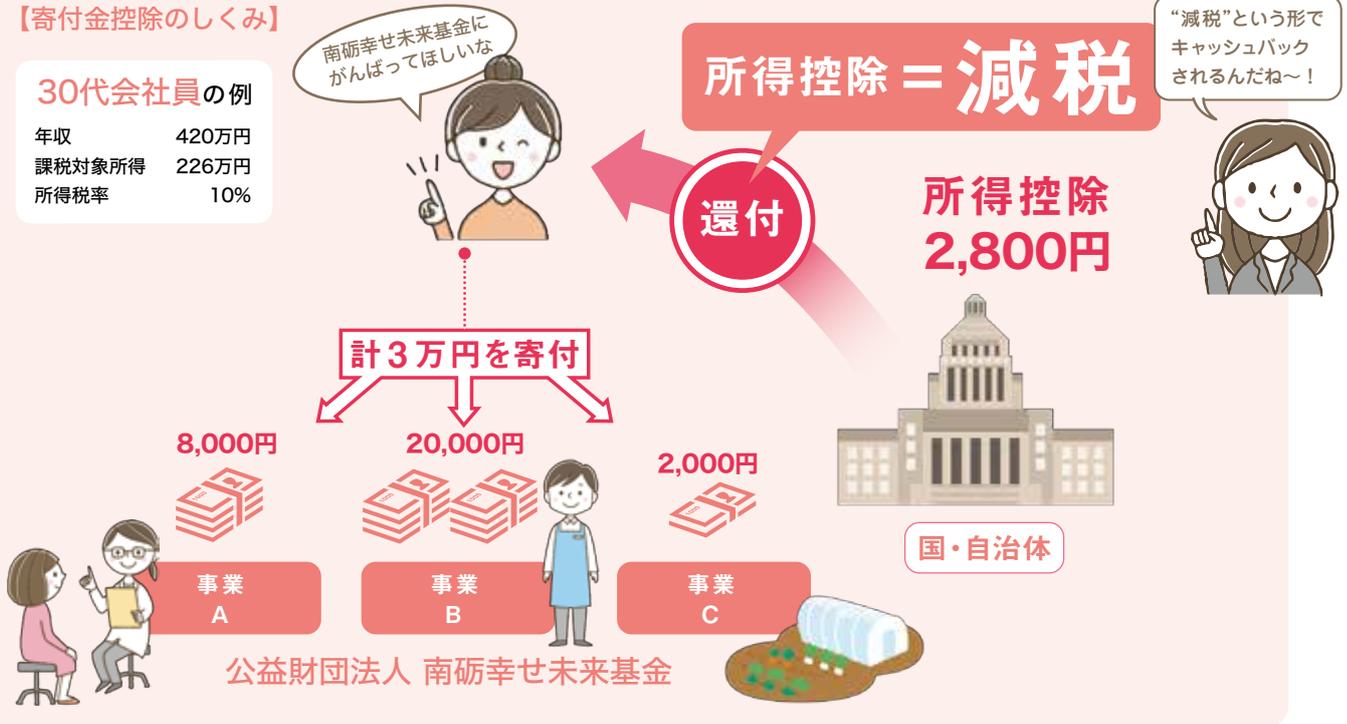
# 公益財団法人 南砺幸せ未来基金へのご寄付は 税制優遇の対象となります

## ① 寄付者（個人）の税制優遇

### 【寄付金控除のしくみ】

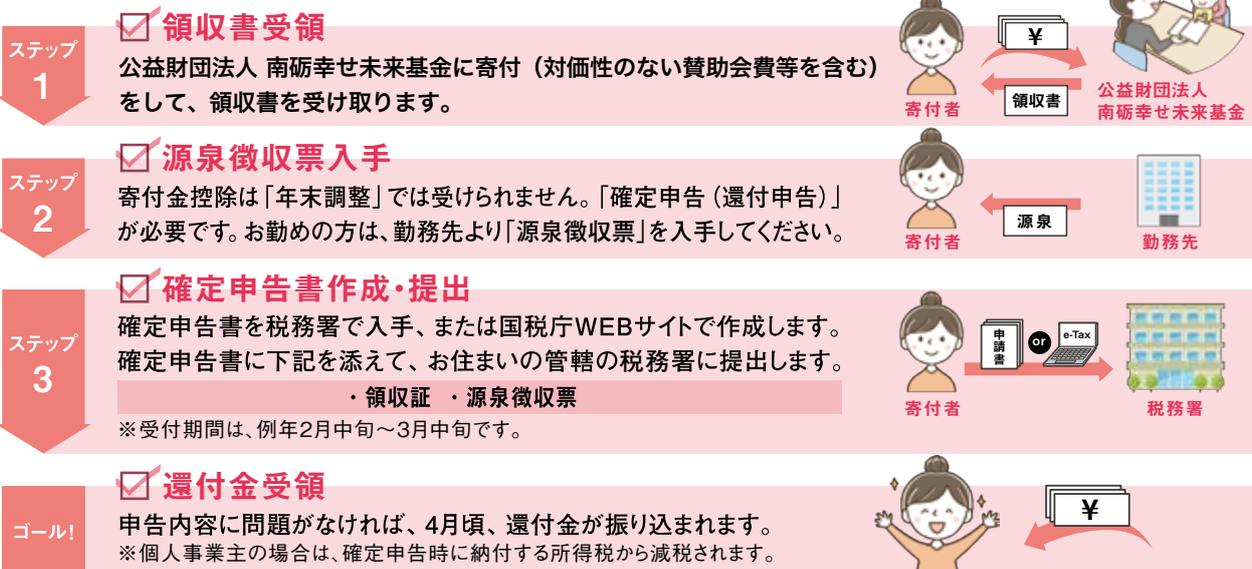
#### 30代会社員の例

年収 420万円  
課税対象所得 226万円  
所得税率 10%



\*個人の状況により、所得控除額は変動する場合があります。

## ポイント 確定申告等の手続きは簡単3ステップ!



## ② 寄付者（相続人）の税制優遇 ※特例認定は適用対象外

# 寄付した相続財産が非課税になります。

【例】6,000万円の相続財産があった場合

このうちの2,000万円を公益財団法人 南砺幸せ未来基金に寄付すれば相続税の課税対象額は4,000万円になります。

さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、「寄付金控除（所得控除）」も利用できます。

\*表面参照

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。



相続財産  
6,000万円



課税対象額が  
6,000万円 → 4,000万円に！

課税対象額  
4,000万円

寄付金  
2,000万円



## ③ 寄付者（法人）の税制優遇

# 損金算入限度額<sup>※1</sup>の枠が拡大されます。

一般の法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

公益財団法人 南砺幸せ未来基金に寄付をした場合の  
損金算入限度額

$$= \text{一般損金算入限度額} + \text{特別損金算入限度額}$$

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円<sup>※2</sup>の場合の  
寄付金損金算入限度額



損金算入限度額が拡大!!  
18万7,500円 → 100万円に!

特別損金算入限度額  
812,500円

一般損金算入限度額  
187,500円



※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金（法人税法上認められている費用、損失など）としてできる限度額をいいます。  
※2 寄付金支出前の金額。

## 金銭以外の現物寄付（遺贈・贈与等について）

不動産や株券等有価証券等の金銭以外のご寄付についての詳細は、南砺幸せ未来基金までご相談ください。



お問い合わせ先

公益財団法人  
**南砺幸せ未来基金**

〒932-0231  
富山県南砺市山見1739番地2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2F

TEL (0763) 23-5018 (なんと未来支援センター内)

E-mail nantokikin@gmail.com HP ecoto.jp

発行日：2020年3月